

コーポレートガバナンスとコンプライアンス

理想科学は、「コーポレートガバナンス」を健全な企業運営を行ううえでの重要事項と認識し、「コンプライアンス」の徹底を企業経営の基本として重視しています。
この考えに基づき、法令や社内規程の遵守にとどまらず、社会倫理や道徳を尊重し、社会の一員であることを自覚した事業活動を行っています。

コーポレートガバナンス*の状況（2005年度）

当社では、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて随時開催する臨時取締役会における審議を通じて、経営上の意思決定を行っています。また、業務執行については稟議手続規程の決裁基準に基づき稟申され、毎月2回開催する経営会議において審議を行い意思決定しているほか、決裁基準に応じて代表取締役、業務担当役員または部門長がそれぞれ判断し決裁しています。

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤社外監査役2名（公認会計士2名）で構成されており、公正・客観的な立場から監査を行っています。原則として監査役全員が取締役会に出席するとともに、常勤監査役は経営会議をはじめとした社内の各重要会議に出席

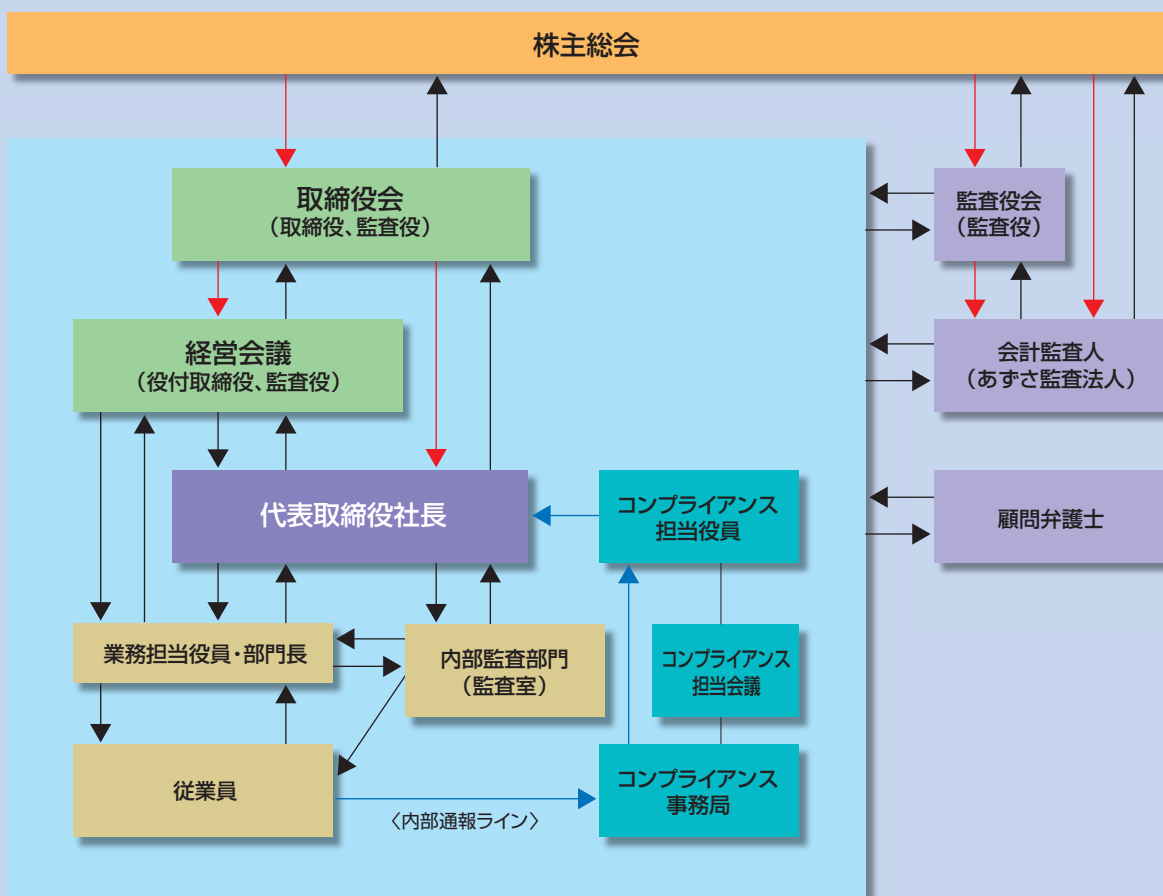
し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制をとっています。また当社は、内部監査部門として社長直属の「監査室」を設置しており、内部監査規程に基づき、工場、営業拠点及び子会社等の会計監査及び業務監査を行っています。

コーポレートガバナンスの詳細は、当社Webサイト上の「コーポレートガバナンス報告書」をご覧ください。

*コーポレートガバナンス:企業統治と訳されます。一般的には、健全かつ効率的な事業活動を維持していくことを目的とした経営システムのあり方といわれています。

コーポレートガバナンス体制（2006年3月31日現在）

→は選任・委嘱等を意味する ←は指示・報告・監査等を意味する



コンプライアンス*1への取り組み

当社ではコンプライアンス重視の考えから、社長を最高責任者とする「遵法経営規程」を制定しコンプライアンスを維持するための組織や制度を規定するとともに、コンプライアンス担当役員が、コンプライアンスプログラムの実行と継続的改善を監督しています。

社員に対しては、国内子会社を含む全員に「コンプライアンスハンドブック」を配布しています。コンプライアンスハンドブックには、「RISOコンプライアンス行動指針」*2や「5つの問いかけ」*3などを掲載し、遵守すべき事項や指針をできるだけ具体的に提示しています。さらには、E-ラーニング形式のコンプライアンス教育を実施し、遵法意識の徹底を図っています。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどを含め、直属の上司や同僚には相談しにくい出来事の相談窓口として、コン

プライアンス担当役員に直結した「コンプライアンスホットライン」、
「ハラスメントホットライン」を設け、相談、報告を受け付けています。

- *1 コンプライアンス:一般的に法令遵守と訳されますが、当社では、法令遵守はもとより、社会規範に反することなく公正・公平に業務を遂行することをコンプライアンスと呼んでいます。
- *2 RISOコンプライアンス行動指針:コンプライアンスを維持するために社員が遵守すべきものとして、10の категорияに区分された25の行動指針が示されています。
- *3 5つの問いかけ:RISO コンプライアンス行動指針に照らしても、社員が判断に迷った時に、自身に以下の5つの問いかけを行うこととしています。
 - ・「その行動」はRISOの方針にあっていますか?
 - ・「その行動」は他人がしたらあなたはどう思いますか?
 - ・「その行動」は家族や友達に知られて恥ずかしくありませんか?
 - ・「その行動」が新聞にのったらどう映るでしょうか?
 - ・「その行動」は正しくないとの底で思っていないですか?

VOICE !



総務部 法務課長
藤野 哲

コンプライアンスの徹底

粉飾決算、リコール隠し、個人情報の漏洩など名立たる企業の相次ぐ不祥事により、企業に対し法令遵守を求める声が高まっています。企業は人の集まりです。その構成員の一人ひとりが高い倫理観と遵法精神をもって業務に取り組むことが、不祥事を未然に防ぐ最善策と考えています。

当社では、国内子会社を含む全社員にコンプライアンスの重要性を教育しています。2005年度は、全管理職に対し、独占禁止法や製造物責任法など企業人として必要な法令に関するE-ラーニングを実施し、2006年度には、受講対象者を全社員に広げてゆく予定です。法令自体の理解不足が不祥事の引き金にならぬよう、社員一人ひとりに法令の理解を深めてもらうことが重要であると認識しています。

また、当社では、個人情報保護に関するプライバシーマークを既に取得していますが、2005年4月の個人情報保護法全面施行を機に、情報管理プロジェクトチームを発足し、個人情報管理を再徹底するとともに、全社員に対し個人情報保護の重要性を再教育しました。

今後も、社員全員が高い倫理観と遵法精神をもって業務に取り組むことができるよう、コンプライアンス教育の充実を図っていきます。